

## 仕様書

1. 件名  
令和 8 年度 ゲルマニウム半導体検出器による生物試料・カートリッジフィルタ試料を対象とした放射性セシウム分析業務(単価契約)
2. 目的および概要  
福島国際研究教育機構(以下、「F-REI」という。)研究開発部門地域環境共創ユニットでは、原子力災害被災地における河川環境の回復促進に資するため、水・淡水魚等に含まれる放射性物質のモニタリングを実施している。本業務は、東京電力福島第一原子力発電所事故による環境中の放射性核種の蓄積実態を定量評価するため、福島県相双地域において採取した、河川水中の放射性セシウムを濃縮したカートリッジフィルタ試料および河川に生息する淡水魚等の生物試料に含まれる放射性セシウム濃度の測定を行う。
3. 作業実施場所 受注者施設
4. 納期 令和 9 年 2 月 26 日
5. 作業項目と内容

### (1)分析

F-REI が予め前処理を施した、河川水を通水処理したセシウムモニタリング用カートリッジフィルタ(日本バイリーン社製 RP13-011、CS-14CU)試料および U8 容器に封入した生物試料について、F-REI 担当者より予め提供される各試料検体の重量・充填高さのデータ(以下「F-REI 提供データ」という。)を用いて、セシウム 137 を対象として以下の条件で分析を実施する。

- ・分析方法:ゲルマニウム半導体検出器および解析ソフトによる分析
- ・対象検体:カートリッジフィルタ試料および生物試料(いずれも U8 容器として設定)  
計 350 検体(想定)
- ・測定秒数: 全て 80,000 秒測定
- ・カートリッジフィルタ試料については、Cs137 含有量既知の 3 検体を用いた機器校正作業をあらかじめ行うこと。ただし過去に上記校正作業実施の経験がある場合はこの作業を免除とする。
- ・Cs137 が検出された検体については、合わせて計数誤差を記録すること。
- ・Cs137 不検出となった検体については、検出下限値を記録すること。

報告書の提出前に、測定済みデータの表を含む電子ファイル(MS Excel 等)を速報として、F-REI 担当者に電子メールで送付すること。

### (2)試料の受け渡し

測定用試料は、令和 8 年 5 月以降に F-REI 三春拠点において直接の授受を行うことを基本とする。受取後の保管及び返却時には試料の冷蔵または冷凍状態を保つこと。

### (3) 報告書の作成

セシウム 137 の分析結果(計数誤差値、検出下限値を含む)をまとめた報告書を作成する。

## 6. 提出書類

書類名	提出期限	部数	備考
報告書	納期までに	1 部	電子データファイル <sup>1)</sup>

- (1) 報告書については、紙による報告書は不要である。電子データファイル一式を提出すること。なお、提出する電子データは、報告書の PDF ファイル一式、Word、Excel 等の加工可能なファイル一式で、これらを電子媒体に格納したものとする。

7. 納品場所  
〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10-2 福島県環境創造センター研究棟内  
福島国際研究教育機構 地域環境共創ユニット
8. 検収条件  
F-REI 担当者による「6. 提出書類」の確認並びに、F-REI が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。
9. グリーン購入法の推進
  - (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA 機器等)の採用が可能な場合はこれを採用するものとする。
  - (2) 本仕様書に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。
10. 業務委託先における情報の取扱い
  - (1) 業務委託先の情報セキュリティ管理体制の整備:情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。または同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
  - (2) F-REI の許可なく、作業の一部又は全部を第三者(再委託先)に請け負わせてはならない。ただし、F-REI が許可した場合には、受託者は F-REI との契約上受託者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、再委託先における情報セキュリティの確保については請負者の責任とする。
  - (3) 情報セキュリティ監査の受入:本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、F-REI が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、F-REI が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報セキュリティ監査を受託者は受け入れること(F-REI が別途選定した事業者による監査を含む)。
11. 協議  
本仕様書に記載される事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、F-REI 担当者と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上